



呉市行政不服審査会の答申書に係る個人情報の漏えいについて

呉市行政不服審査会の答申書に係る個人情報の漏えいがありましたので、お知らせします。

1 概要

令和6年8月30日(金)、呉市行政不服審査会の答申書のPDFデータを総務省の行政不服審査裁決・答申検索データベース※(インターネット上のデータベース。以下「データベース」といいます。)に登録しました。

令和6年9月2日(月)、県内の他市からデータベースにある呉市の答申書に個人情報(1名の氏名)が記載されている旨の指摘があり、確認したところ、個人情報の記載があったことから、直ちに登録を削除し、当該個人情報をマスキングした上、再登録しました。

※データベースは、行政不服審査法等に基づいてされた不服申立てについて、審査庁が行った裁決内容や行政不服審査会等が行った答申内容等を検索・閲覧に供するものです。

2 原因

答申書のPDFデータのデータベースへの登録前チェックを行った際、個人情報の記載がある箇所に気付けなかったことが原因です。

3 影響

誰でも閲覧が可能なインターネット上のデータベースに個人情報の記載のあるPDFデータを登録し、閲覧が可能な状態になっていました(閲覧件数については、総務省に確認依頼中)。

4 対応

個人情報の記載のある答申書の登録を削除し、当該個人情報をマスキングした上、再登録しました。

また、対象者本人に対し、経緯の説明及び謝罪をします。

5 再発防止策

個人情報の漏えいは、個人の尊厳を侵害するおそれがあり、非常に重要な問題であると考えています。そのため、個人情報が含まれているデータであることをファイル名に記載するなどの対応を徹底するとともに、答申書のPDFデータのデータベースへの登録の際、担当職員のチェックのみで行うことなく、必ず複数の職員で確認するチェック体制を徹底します。